

みどり市明るい選挙推進協議会規約

平成19年1月19日
選挙管理委員会告示第1号

(名称)

第1条 本会は、みどり市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、各種選挙が個人の自由意志により、公正かつ適正に行われるように、常に選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、選挙に関する諸般の事項を周知させるため、各機関の協力を得て、明るい選挙の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充て、みどり市選挙管理委員会委員長が委嘱する。

- (1) みどり市区長会から選出された者
- (2) みどり市婦人会連合会から選出された者
- (3) みどり市内の商工会から選出された者
- (4) 公募による者
- (5) みどり市選挙管理委員会の委員及び補充員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、関係機関と協議して次の事業を行う。

- (1) 市で行う明るい選挙運動の企画及び調査研究を行い、これを推進すること。
- (2) 県で行う明るい選挙運動について協力すること。
- (3) 関係機関及び団体の連絡調整を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項を行うこと。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

- 2 役員は、会議において互選し、その任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平21選管告示9・一部改正)

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となり、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、みどり市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)内に置く。

- 2 事務局の職員は、委員会の書記をもってこれに充てる。

(補足)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が協議会に諮って定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年1月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日までの間においては、「みどり市区長会」とあるのは「みどり市区長会連合会」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年6月2日選管告示第9号)

この告示は、平成21年6月2日から施行し、平成21年3月19日から適用する。